

○総務省令第三十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第四十二条及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第五条第三項の規定に基づき、並びに政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）及び政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）を実施するため、政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月八日

総務大臣 石田 真敏

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>印記</p> <p>第3号様式(第2条関係) [様式 略] (備考)</p> <p>[1 略]</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、<u>記名押印をもって自署に代えることができる。</u></p> <p>第5号様式(第2条関係) [様式 略] (備考)</p> <p>[1 略]</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、<u>記名押印をもって自署に代えることができる。</u></p>	<p>印記</p> <p>第3号様式(第2条関係) [様式 同左] (備考)</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。</p> <p>第5号様式(第2条関係) [様式 同左] (備考)</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。</p>

標準 第5の「」の記号は知記しぬい。

(政党助成法施行規則の一部改正)

第二条 政党助成法施行規則(平成六年自治省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別記</p> <p>第2号様式（第2条関係） [様式 略] （備考） [1 略]</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、<u>記名押印をもって自署に代えることができる。</u></p>	<p>別記</p> <p>第2号様式（第2条関係） [様式 同左] （備考） [1 同左]</p> <p>2 署名は必ず本人が<u>自署すること。</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別記</p> <p>第2号様式(第1条第3項関係) [様式 略] (備考) [1 略]</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、<u>記名押印をもって自署に代えることができる。</u></p>	<p>別記</p> <p>第2号様式(第1条第3項関係) [様式 同左] (備考) [1 同左]</p> <p>2 署名は必ず本人が<u>自署すること。</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の政党助成法施行規則及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の規定は、令和元年七月二十九日から適用する。